

しもきたハイテクフードバレー導入可能性調査業務委託仕様書

1. 業務名

しもきたハイテクフードバレー導入可能性調査業務委託

2. 業務の背景

当市は、三方を海に囲まれ、行政区域の約8割を森林が占めるなど、自然環境に恵まれた地域であるが、使用済燃料中間貯蔵施設をはじめとするエネルギー関連、海上自衛隊をはじめとする公務関連、下北半島の拠点都市としての商業・金融・医療関連などの第三次産業の比率が約76%である一方、第一次産業の比率は約5%で、水産業が中心であり、耕地面積が少なく冷涼な気候により農業生産が限られていることから、農業従事者数は少ない状況にある。

当市の人口は、1985年の71,857人をピークに減少しており、様々な分野で担い手不足が顕在化することが予想されるため、働く場の維持・創出等により、若者が地域に残り、地域に戻りたくなる地域づくりを進める必要がある。

近年の人口減少や気候変動は、第三次産業では需要の減少や担い手不足、第一次産業では高温・高水温による生産量減少や担い手不足などにおいて影響を受けやすく、当市の働く場や雇用に影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、第一次産業については、テクノロジーを活用した大規模なサーモン養殖事業やスマート農業によるトマト生産事業など、新たな産地となり雇用を創出する事例も出てきており、人口減少下においても環境変化に対応した事業が、第一次産業において働く場や雇用を創出できることを示している。

3. 業務の目的

当市では、下北地域の恵まれた自然環境のもとで、人口減少や気候変動が進む中においても、テクノロジー等の活用による持続的で生産性の高い農林水産業を推進することで、働く場や雇用の維持・創出につなげるとともに、地域生産物の加工・販売・流通のほか、飲食や観光等に連動させていくことで、「食（フード）で稼げる地域」とすることを目指す「しもきたハイテクフードバレー」の実現に向けた取組を進めることとしている。

そのためには、①既存の農林水産業経営体の持続的発展の支援、②生産拠点を整備しようとする法人等の誘致、③「食」関連産業の振興を推進する必要があると考えている。

具体的には、既存の農林水産業経営体の持続的発展に向けて、生産基盤や経営基盤の安定化のほか、生産性や収益性の向上等を支援するとともに、新たな産地や雇用を創出する生産拠点の誘致に向けて、選ばれるために必要な立地環境の整備等を行い、さらには、地域の生産物の加工・販売・流通のほか、地場産品を活用した飲食・観光向けの商品開発等、「食」関連産業の振興を図り、域内経済循環と波及効果の創出を目指す。

本業務では、「しもきたハイテクフードバレー」の実現に向けた取組を具体化し、基礎的情報の調査・検討・整理を行うとともに、その実現に向けた戦略や実行計画の策定等を行うことを目的とする。

4. 履行期限

令和9年3月26日（金）

5. 業務内容

本業務は、「しもきたハイテクフードバレー」の実現に向けた取組の推進に当たり、以下の事項について調査を行うものである。

(1) 現在の農林水産業を取り巻く状況に関する調査

国内における現在の農林水産業を取り巻く基礎的な状況を把握するため、以下の事項について調査を行う。

①農林水産業経営体の現状、課題、今後の方向性

農林水産業経営体における後継者不足、労働力不足、高齢化、物価高騰、耕作放棄地の増加、価格競争等の現状、課題及び今後の方向性等を調査する。

②気候変動に伴う気象条件の変化

世界的な気候変動に伴い、気温、降雨・降雪、日照、台風、風況、海水温、海流、海洋環境等の気象条件の変化の状況を調査する。

③気象条件の変化による生産物への影響と対応の方向性

気象条件の変化に伴い、農作物及び水産物等における品質・収量への影響、病害虫の状況、適地・漁場の変化、養殖業への影響、国内需給状況の変化、市場ニーズの変化等を調査し、これらに対する対応の方向性を検討し、当市が適地となり得る産品等を提案する。

④国・県等の政策の方向性及び主な支援施策

農林水産業に関する国や県の政策の方向性、農林水産業に対する国・県・関係機関等による主な支援施策を調査する。

⑤その他現在の農林水産業を取り巻く状況を把握する上で必要と思われる事項

その他必要に応じて、農林水産業を取り巻く状況を把握する上で必要と思われる事項を調査する。

(2) 当市の農林水産業経営体の持続的発展の支援に向けた調査

当市の農林水産業経営体がどのような状況であるか、また、今後の意向等を把握し、持続的発展に向けた支援ニーズに対応するため、以下の事項について調査を行う。

①農林水産業経営体へのアンケート

当市における農林水産業経営体の現状、課題、今後の意向、支援ニーズ等を把握するためのアンケート調査を行う。アンケート調査項目については、発注者と協議の上、決定すること。

・アンケート対象者数

農業経営体 : 約 92 経営体

林業経営体 : 約 12 経営体

畜産経営体 : 約 46 経営体

漁業経営体 : 約 355 経営体 合計 : 約 505 経営体

②農林水産業経営体へのヒアリング

アンケート調査回答者の中から 10 者程度を選定して、アンケート調査結果の詳細を確認す

るためのヒアリング調査を行う。ヒアリング調査項目については、発注者と協議の上、決定すること。なお、選定する経営体については、生産基盤の安定化や収益性の向上等に取り組んでいる、または取り組む意向がある経営体を想定している。

③支援ニーズに対応する施策

農林水産業経営体の持続的発展に向け、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、支援ニーズに対応する国・県等の支援施策のほか、他自治体が行っている特徴的・代表的な支援施策を調査する。

④調査結果の分析及び持続的かつ効果的な支援施策等

上記①～③の調査結果を分析し、当市の農林水産業経営体に対して持続的かつ効果的に支援を行っていくための施策や手法等の提案を行う。

(3) 生産拠点を整備しようとする法人等の誘致に向けた調査

新たな働く場や雇用の創出に向け、当市の冷涼な気候等の特性を生かして、法人等の誘致を促進するため、以下の事項について調査を行う。

①生産拠点の整備事例

他自治体において、法人等により、農業（大規模施設園芸等）、水産業（海面養殖、陸上養殖等）、畜産業（ブロイラー等）の生産拠点を整備した事例を調査・収集する。

②生産拠点の整備を実施した法人等へのヒアリング

近年、生産拠点の整備を実施した法人等 10 者程度を選定してヒアリング調査を行う。ヒアリング調査項目については、発注者と協議の上、決定すること。

③生産拠点を整備する場合の要件等

上記①～②の調査結果を踏まえ、農業、水産業、畜産業の生産拠点を整備する場合の要件等（土地、気象条件、給水、排水、エネルギー、物流等）の調査を行う。

④生産拠点整備候補地

当市のポテンシャルを評価するとともに、当市において生産拠点整備の可能性が高いと考えられる候補地を調査する。

⑤生産拠点の整備に向けた取組

当市への生産拠点誘致に向けて必要と考えられる立地環境の整備や、誘致活動において選ばれるために必要な取組等の提案を行う。

(4) 「食」関連産業に関する調査

農林水産業をベースとした加工品の製造・販売、飲食における地場産品の活用及び観光向け商品の開発等により、「食」関連産業の振興を図るため、以下の事項について調査を行う。

①「食」関連産業の必要性及び効果

生産だけではなく、「食」関連産業の振興を図る必要性のほか、「食」関連産業の振興によりもたらされる効果等の調査を行う。

②「食」関連産業の優良事例

加工、販路、ブランド化、観光等の「食」関連産業の振興に向け、高付加価値化のイメージを共有するため、参考となる優良事例の調査を行う。

③「食」関連産業の振興に向けた取組

当市における「食」関連産業の振興に向けて必要と考えられる施策や取組のほか、優先的に取り組むべきプロジェクト等の提案を行う。

(5)「しもきたハイテクフードバレー」の実現に向けた計画の策定

本業務の背景及び目的を理解した上で、(1)～(4)の調査結果等を踏まえ、「しもきたハイテクフードバレー」の実現に向けたビジョン、戦略及び実行計画を策定する。

①ビジョンの策定

「しもきたハイテクフードバレー」の実現に向け、将来の見通しや未来像、目指すゴール等のビジョンを策定する。

②戦略の策定

「しもきたハイテクフードバレー」の実現に向けた取組を戦略的に推進するため、具体的に必要な取組内容及び具体的な手法等を策定する。

③実行計画の策定

「しもきたハイテクフードバレー」の実行計画として、戦略に基づいて実行すべき事項を時間軸とともに策定する。

④PR資料の作成

「しもきたハイテクフードバレー」の事業説明や、企業誘致のPR資料として活用できるパンフレット等の資料を作成する。

(6)セミナーの開催

各種調査結果を踏まえ、当市の農林水産業経営体に対し、課題の解決や新たなチャレンジ等の参考となる事例等を紹介するためのセミナーを開催する。なお、開催時期、開催方法及びセミナーの内容等については、発注者との協議により決定する。

6. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 報告書 (A4縦型・横書き・左綴じ簡易製本) 2部
- (2) 報告書概要版 (A4縦型・横書き・左綴じ簡易製本) 2部
- (3) 上記電子媒体一式

PDF及び加工可能なデータ形式 (Word、Excel、PowerPoint) で作成すること。

7. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたり、次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務実施体制表
- (5) 総括責任者、業務担当者等選任届 (類似業務の実績等付記)

- (6) 委託業務完了届
- (7) 委託業務引渡書

8. その他

(1) 受注者の義務

受注者は、本業務を遂行するに当たり、契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を確保し、正確丁寧に行わなければならない。また、本業務の実施に当たり必要な事項については、発注者と協議すること。

(2) 経費

本業務の実施に必要な経費は、全て受注者の負担とする。

(3) 守秘義務

受注者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た個人や企業等の情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務の完了後においても同様とする。

(4) 再委託

受注者は、本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 成果品の所有権

成果品の管理及び権利の帰属は、全て発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表又は第三者に譲渡してはならない。

(6) 委託期間中における資料等の提供

発注者は、必要に応じて、委託期間中に資料等の提供を求めることができるものとする。

(7) 疑義

本仕様書に定めるもののほか、業務の履行に当たり疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議の上、その指示に従うものとする。